

令和5年度長崎県営林特別会計補正予算（第1号）

令和5年度長崎県営林特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85,120千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ364,453千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年12月20日提出

長崎県知事 大石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 34,512	千円 85,120	千円 119,632
	2 国庫補助金	32,395	85,120	117,515
歳入合計		279,333	85,120	364,453

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農林水産業費		千円 279,333	千円 85,120	千円 364,453
	1 林業費	123,262	85,120	208,382
歳出合計		279,333	85,120	364,453

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 農林水産業費			千円 85,120
	1 林業費		85,120
		造林費	85,120
合		計	85,120